

【第2講】

裁判官を味方に引きずり込むような特許明細書を。

特許権を行使する際には、裁判所に訴え出て判断を仰ぐこととなります。裁判で勝てるか否かは、クレームの書き方で決まると考えている人も多いと思いますが、全くの間違いです。

裁判官が判断する際に考えることは、結局は「どちらを勝たすことが社会正義に繋がるか」ということです。また、特許権が絡む裁判では、裁判官は次のような事も考えます。

「技術は、本来、社会の共有物であり、全ての人々が自由に使えることが原則である。しかし、人に先駆けて技術を開発し、その技術を広く公開した者には、その代償として、一定期間だけ、その技術に独占権が与えられる。」

ですから裁判所は基本的には、特許権を持っていない側（社会一般）の味方です。特許権者の都合の良いようには判断してくれないと考えて間違いありません。人に先駆けて発明を開示した場合に限って、例外的に独占権（特許権）を認めてくれるに過ぎません。如何に上手くクレームを作成しても、そんな事は社会正義には全く関係がなく、裁判官にとっては、社会に向かって発明をキチンと開示したか否かという事が何よりも重要なのです。このことに気付けば、特許明細書のあるべき姿が見えてきます。

当然ですが、裁判官は技術に関しては素人です。ですから、いざ裁判になって、特許権者側の主張と、侵害者側の主張とを聞き比べても、どちらが本当のことを言っているのかを判断することはできません。裁判では、どちらの側も必死になって裁判官を説得しますから、技術に対して独自の判断能力を持たない裁判官は、どちらの説明を聞いても「そういうものか」と思ってしまいます（特許裁判に長く係わって来られた、たいへんに高名な元裁判官の方から、打ち明け話としてお聞きしたことです）。

しかし、裁判官はたいへんに頭の良い人達ですので、順々に説明すれば大抵の事は理解できます。ですから、特許明細書の中で、彼らが分かるように発明をキチンと説明しておけば、裁判を非常に有利に進めることが可能です。つまり、「文系の自分たち（裁判官）が読んでも良く分かるように書かれているのだから、発明は十分に開示されている」と考えます。また「特許になっているということは、この技術を人に先駆けて開発したことも、ひとまず認めて良いだろう」と考えます。

そして、このような状態で、侵害被疑者の主張を聞くと「細かな違いはあるようだが、結局はほとんど一緒ではないのか?」、「違うと主張しているが、技術に携わる当業者にとっては些細な違いではないのか?」と思うようになります。「侵害していることを隠そうとして、本当は些細な違いを、さも大きな違いであるかのように主張しているのではないか?」と疑うようになります。裁判官に、このような疑念を抱かせることができれば、その裁判は半分以上勝ったも同然です。

このように、分かり易く書かれた特許明細書には裁判官を味方に引きずり込む力があるのです。ところが、世の中の多くの特許明細書は、裁判官が読んで理解できるように分かり易くは書かれていません。従って裁判官は、裁判の場で両者の主張を聞いて、どちらが正しいかを判断することになります。しかし、どちらの主張も理屈が通っているように感じられ、迷いに迷って、仕方なく、特許明細書中のちょっとした表現を根拠に白黒を決着させることとなります。

多くの特許事務所では、これを根拠にして、「ちょっとした表現が命取りになる」と言ったり、「多くの変形例を記載することが大切だ」と言ったり、「ああでも良いし、こうでも良い」といった記載をむやみに書き込んだりします。しかし、既にお分かりのように、本当に大切なことは、裁判官にも発明がしっかり理解できるような特許明細書を作成することなのです。

結局、裁判を想定した場合の特許明細書のあるべき姿とは、文系の裁判官が読んでも発明が良く理解できるように書かれた明細書です。この状態を目指さなければなりません。